

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見

このたびは標記の件につき意見提出の機会を賜り誠にありがとうございます。協会の意見を以下に述べさせていただきますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、文中において「地域会社」は東日本電信電話株式会社ならびに西日本電信電話株式会社を指し、各事業者さまの敬称を略させていただきますので、なにとぞご了承ください。

(1) INS ネット 1500 のキャリアズレートについて

第二種電気通信事業者が INS ネット 1500 のキャリアズレートの適用を申請するに当たり、事業確認を社団法人テレコムサービス協会のほかに、社団法人日本インターネットプロバイダー協会からも受けられるようにすることを希望いたします。

ISP 事業者である第二種電気通信事業者がキャリアズレートの適用を受けるには、通常、社団法人テレコムサービス協会の確認を受ける必要があります。これは、接続約款において「第二種電気通信事業にかかる公益法人」を規定しているためです。

キャリアズレートにかかる約款が整備された際は、当初専用線から開始しておりますが、今般の申請にかかる「INS ネット 1500 の着信用回線」については、専用線よりもさらに「ISP 向け」の色彩が強いものです。

すでに ISP の団体として「社団法人日本インターネットプロバイダー協会」(JAIPA)が設立されており、ISP にかかる実態の把握、ISP 事業に関する啓蒙などを行っております。小規模の ISP 事業者においては、会費の額の違いからテレサ協よりも JAIPA への加入を選んでいる例も多く見受けられます。

弊社といたしましては、事業確認を行う団体として、JAIPA を加えていただきたく要望いたします。具体的には、「第二種電気通信事業にかかる公益法人」に加え、「接続申込者がインターネットプロバイダー事業を行っている第二種電気通信事業者である場合にあっては、インターネットプロバイダー事業にかかる公益法人」という基準を加えていただくよう希望いたします。

以上

様式第1（第2条関係）

意見書

平成14年 6月 5日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

〒150-0031

（とうきょうとしがやくさくらがおかちょう かこーさくらおかびる）

東京都渋谷区桜丘町3 - 2 4 カコー桜丘ビル6階

（しゃだんほうじん にほんいんたーねっとぷろばいだーきょうかい）

社団法人日本インターネットプロバイダー協会

（じむきょくちょう なかむらりゅうたろう）

事務局長 中村 龍太郎

[nakamura@jaipa.or.jp](mailto:nakamura@jaipa.or.jp)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成14年5月23日付け情審通第73号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。